

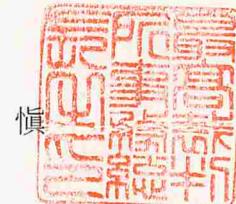
最高裁秘書第3126号

令和2年12月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書不開示通知書

令和2年11月19日付け（同月24日受付、第020672号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

下級裁判所に係属中の事件について、利害関係のない第三者から事件番号だけを書いた民事事件記録等閲覧・謄写票が提出された場合において、補正を求めても当事者名が分からぬということで当事者名が記載されないままとなつた場合に民事事件記録の閲覧を認めているかどうかが分かる文書（「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」（平成9年8月20日付の最高裁判所総務局長通達）は除く。）（最新版）

##### 2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）